

A6 通所型サービス(独自)サービスコード表(市基準サービス用コード:1.5時間以上3時間未満) 令和元年10月1日から適用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A6	1211	通所型独自サービス/21	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,489単位	1,489	1月につき
A6	1212	通所型独自サービス/21日割			49単位	49	1日につき
A6	1221	通所型独自サービス/22		事業対象者・要支援2	3,053単位	3,053	1月につき
A6	1222	通所型独自サービス/22日割			100単位	100	1日につき
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算/21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6	5012	通所型独自サービス運動器機能向上加算/2	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150	
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算/2	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150	
A6	6127	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/211	サービス提供体制強化加算(※1)	事業対象者・要支援1	0単位	0	
A6	6128	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/212		事業対象者・要支援2	0単位	0	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ ※2	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の59/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ ※2		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の43/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ ※2		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の23/1000 加算			
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ ※2		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算			
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ ※2		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算			
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の12/1000 加算			
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の10/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	8004	通所型独自サービス/21・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,489単位	定員超過の場合×70%	1,042	1月につき
A6	8005	通所型独自サービス/21日割・定超			49単位		34	1日につき
A6	8014	通所型独自サービス/22・定超		事業対象者・要支援2	3,053単位		2,137	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス/22日割・定超			100単位		70	1日につき

介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	9004	通所型独自サービス/21・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,489単位	介護職員が欠員の場合×70%	1,042	1月につき
A6	9005	通所型独自サービス/21日割・人欠			49単位		34	1日につき
A6	9014	通所型独自サービス/22・人欠		事業対象者・要支援2	3,053単位		2,137	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス/22日割・人欠			100単位		70	1日につき

※1サービスコード「A6 6127」、「A6 6128」は「通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ」を取得する際に必要のため、運用上設定しているものです。

※2介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、通所型現行相当サービスの項目番号と同じです。